

令和2年2月28日

保護者様

さいたま市教育委員会教育長
さいたま市立桜木中学校長

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業について

令和2年2月28日付け文部科学省通知を受け、下記のとおり臨時休業することを決定しました。

家庭での生活については、下記について充分留意して過ごされるよう、御協力をお願いいたします。

記

- 1 期間 3月2日（月）～ 3月13日（金）
学校再開については、新型コロナウイルス感染症の流行状況等を見極めた上での判断となり、期間が延長される場合は、学校安心メールや電話等で改めてお知らせします。
- 2 健康観察
お子様の体温の測定は臨時休校中も毎日実施していただき、健康状態を確認してください。また、お子様に風邪様症状が出た場合は、かかりつけの医療機関へ連絡して指示に従い、マスクの使用など他の受診者への感染拡大防止に配慮の上受診してください。
- 3 休校期間中の過ごし方
お子様は原則として外出をせず、家の中で過ごすよう指導してください。やむを得ない理由により外出する場合は、人ごみを避け、帰宅後は手洗い等を徹底するよう指導してください。また、学校から指示された学習課題に、計画的に取り組ませてください。
- 4 事故防止
事故等が発生した場合には、直ちに警察、学校等に連絡するようお願いいたします。
- 5 お子様の受け入れ
小学校の児童及び中学校の特別支援学級に在籍する生徒のうち、お子様が自宅等で過ごすことが適当でないと考えられる場合（例：保護者等が就業しており、仕事を休めない場合）は、現状でお子様を受け入れる施設の目途が立っていないことを踏まえて、受け入れ先がない者を、お子様が在籍する学校施設で受け入れます。
なお、時間帯は、通常の学校における在校時間の範囲内とし、送迎及び昼食については保護者が責任を持つこととします。また、学校での受け入れ終了後に放課後児童クラブに行く場合は、通常の通所方法とします。
- 6 学校の連絡先
臨時休校中の学校との連絡は、以下の方法でお願いします。
 - (1) 学校の電話 (048-641-0459)
 - (2) 学校のFAX (048-645-4584)
 - (3) 学校のHPアドレス (<http://sakuragi-j.saitama-city.ed.jp/>)